人事 <u>院</u> は、 国家公務員 の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号) に基づき、 人事 院規則一九

 $\bigcirc$ (職員 の育 児休業等)  $\mathcal{O}$ 部改正 に 関 し次  $\mathcal{O}$ 人事 <u>浇</u> 規則を制 定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一九—〇—一五

人事院規則 九 (職員の育児休業等) の — 部を改正する人事 院規 則

人事 院 規 則 九 職 員の育児休業等) 0) 部を次 のように改正 する。

次の 表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改 正 後欄に掲げる規定 の傍線部 分があるものは、 これを当該傍線 部分のように改め、 改正 後欄 に掲げ る規

定 の傍線部分でこれに対応する改正 前欄に掲げる規定 の傍線部分が ない ものは、 これを加え、 改正 前 欄に掲

げる規定 の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを削る。

(育児休業をすることができない職員)	改正後
(育児休業をすることができない職員)	改正前

か月到達日」という。)(第三条の四の	か月到達日」という。)(当該子の出生
が一歳六か月に達する日(以下「一歳六	が一歳六か月に達する日(以下「一歳六
一項に規定する子をいう。以下同じ。)	一項に規定する子をいう。以下同じ。)
① その養育する子(育児休業法第三条第	① その養育する子(育児休業法第三条第
イ 次のいずれにも該当する非常勤職員	イ 次のいずれにも該当する非常勤職員
う。)以外の非常勤職員	ずれかに該当するもの以外の非常勤職員
を要しない職員(以下「非常勤職員」とい	「非常勤職員」という。)であって、次のい
三 次のいずれかに該当する常時勤務すること	三 常時勤務することを要しない職員(以下
一•二 (略)	一•二 (略)
定める職員は、次に掲げる職員とする。	定める職員は、次に掲げる職員とする。
第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で	第三条   育児休業法第三条第一項の人事院規則で

育児休業をしようとする場合にあっては

達する日)までに、その任期(任期が更

規定に該当する場合にあっては、二歳に

の日から第四条の三に規定する期間内に

当該期間の末日 から六月を経過する日、

第三条の四の規定に該当する場合にあっ

ては当該子が二歳に達する日)までに、

その任期(任期が更新される場合にあっ

ては、 更新後のもの)が満了すること及

び引き続いて任命権者を同じくする官職

(以 下 「特定官職」という。)に採用さ

れないことが明らかでない非常勤職員

口 次のいず れかに該当する非常勤職員

(2)

(略

新される場合にあっては、 更新後のも

 $\bigcirc$ が満了すること及び任命権者を同 じ

くする官職(以下 「特定官職」とい

う。)に引き続き採用されないことが明

らかでない非常勤職員

(2)(略)

口 第三条の三第三号に掲げる場合に該当す

る非常勤 職員 (その養育する子 が 歳に達

する日 (以下この号及び同条にお 7

歳到達日」という。) (当該子について当

(1) その養育する子が一歳に達する日(以

下「一歳到達日」という。)(当該子に

号に掲げる場合に該当してする育児休業ついて当該非常勤職員が第三条の三第二

の期間の末日とされた日が当該子の一歳

日とされた日。以下①において同じ。)到達日後である場合にあっては、当該末

において育児休業をしている非常勤職員

該非常勤職員がする育児休業の期間の末日

とされた日が当該子の一歳到達日後である

場合にあっては、当該末日とされた日)に

おいて育児休業をしている非常勤職員に限

も の	間の初日とする育児休業をしようとする	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期	る子について、当該更新前の任期の末日	用されることに伴い、当該育児休業に係	該任期の満了後引き続いて特定官職に採	であって、当該任期を更新され、又は当	日とする育児休業をしている非常勤職員	② その任期の末日を育児休業の期間の末	うとするもの	休業の期間の初日とする育児休業をしよ	当して当該子の一歳到達日の翌日を育児	であって、同条第三号に掲げる場合に該
--------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------	--------------------	--------------------	--------------------

に応じ、当該各号に定める日とする。	に応じ、当該各号に定める日とする。
則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分	則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分
第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規	第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規
る日)	る日)
(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定め	(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定め
とする育児休業をしようとするもの	
続き採用される日を育児休業の期間の初日	
伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き	
後に特定官職に引き続き採用されることに	
当該任期が更新され、又は当該任期の満了	
あって、当該育児休業に係る子について、	
とする育児休業をしている非常勤職員で	
ハーその任期の末日を育児休業の期間の末日	(削る)

(略)

非常勤 職 員  $\mathcal{O}$ 配 偶者 (届出をしな ζ) が 事

実

非常

勤

員 0

偶者

(届

出

をしな

いが

事

実

上 婚姻関係と同様 の事情にある者を含む。 以

下同じ。) が当該非常勤 職員の養育する子の

歳到達 日 以前のいずれ か の日にお いて当該

子を養育するために育児休業法 そ  $\bar{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 法 律

 $\mathcal{O}$ 規 定による育児 休業 (以 下 国 . 等 育 児休

業」という。)をしている場合において 当

該 非常勤職員が、 当該子について育児休業を

しようとする場合 (当該育児休業の 期間 の初

日とされた日が当該 子 (T) 歳 到 達 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 後

であ る場合又は当該 国等育児休 業  $\mathcal{O}$ 期 間  $\mathcal{O}$ 初

日 前である場合を除く。) 当該子が一 歳二

略

職 配

上 婚 姻関係と同様の事情にある者を含む。 以

下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の

歳到達日以前 のい ずれか  $\mathcal{O}$ 日に お ١ ر て当該

子を養育するために育児休業法その 他  $\mathcal{O}$ 法 律

規定による育児休業 (以下この 条 及 び 次条

 $\mathcal{O}$ 

に おいて「国等育児休業」という。)をして

いる場合において当該非常勤職員が当該子に

ついて育児休業をしようとする場合 (当· 該育

児休 業  $\mathcal{O}$ 期 間 0 初日とされた日が当該子  $\mathcal{O}$ 

歳 児休業の期間 到 達 日 0 翌 の初日前である場合を除く。) 日 後である場 合又は当 該 玉 [等育

は、 項 員 時 勤 等 歳 間 を  $\mathcal{O}$ 可 号 E 取 到 能 五. 間 職 1  $\mathcal{O}$ (法第八十一条の 得 う。 第一 達日までの 規 員 日数 規 及 初 (当該: 則 定す 日 CK が 日とさ 項 五 — 数 休 規 以 **当** んる短  $\mathcal{O}$ 非 暇 則 下 (当該子 常勤 該子 規定により れ 同 一時 五. 日数をいう。 匹 第 た Ü 職  $\mathcal{O}$ 間 兀 日 四第一 が 出 出生の 条第 勤 員 カゝ <del>---</del> 職 務 が 五. 5 であ 生の 員の勤 再任 採用され 起  $\mathcal{O}$ 非 官職 項又は 項 第· 算 日から当 る場 日 用 常 L を占 務 + 以 て 短 勤 から育児 第八十 合 後当該 育 嵵 た職員で同 時 号 職 該子 に 間、 8 間 又 児 員 あ る 勤 は  $\mathcal{O}$ 休 休日 0 ŧ 務 第 勤 非 休 業  $\mathcal{O}$ 常 務 業 等 7  $\mathcal{O}$ 条 職 十

> 当該 当 該 育 子が 児休 業 歳  $\mathcal{O}$ 期 か 間 月に・  $\mathcal{O}$ 初 日 達する日 とされ た ( 当 該 日 か 5 日 が 起

か

月に達する日

**当** 

該

日

が

当該育児休

業

 $\mathcal{O}$ 

期

算して育児休業等可能日数(当該子の出生の

日から当該子の一歳到達日までの日数をい

う。)から育児休業等取得日数(当該子の出

生 0) 日 以 後当 該 非 常 勤 職 員 が 規 則 五. 五

(非 常 勤 職 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 時 間 及 75 休 暇 第四 条第

一項第十号又は第十一号(当該非常勤職員が

再任用短時間勤務職員(法第八十一条の四第

一項又は第八十一条の五第一項の規定により

採 用 され た職 員 で 同 項 12 規 定 とする 短 時 間 勤 務

の 言歌を占めるものをいう。以下同じ。) で

ある場合にあっては、規則一五―一四(職員

及び休暇)第二十二条第一項第六号又は第七 とり後の日であるときは、当該経過する日 との休暇により勤務しなかった日数と当該 をいう。)を差し引いた日数を合算した日 をがり、第二十二条第一項第六号又は第七

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養

れにも該当する場合(当該子についてこの号育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいず

に掲げる場合に該当して育児休業をしている

当するときはロ及びハに掲げる場合に該当す場合であって第四条第七号に掲げる事情に該

る場合、人事院が定める特別の事情がある場

の勤務時間、休日及び休暇)第二十二条第一

項第六号又は第七号)の休暇により勤務しな

かった日数と当該子について育児休業をした

日数を合算した日数をいう。)を差し引いた

日数を経過する日より後の日であるときは

当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養

育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達

日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲

げる場合に該当してする育児休業又は当該非

常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しく

はこれに相当する場合に該当してする国等育

児休業の期間の末日とされた日が当該子の一

合) 当該子の一歳六か月到達日

歳到達日後である場合にあっては、当該末日

とされた日(当該育児休業の期間の末日とさ

れた日と当該国等育児休業の期間の末日とさ

れた日が異なるときは、そのいずれかの

日))の翌日(当該子の一歳到達日後の期間

においてこの号に掲げる場合に該当してその

いましてこのかりおける場合の言言しても

任期の

末日を育児休業の

期間

 $\mathcal{O}$ 

末日とする育

児休業をしている非常勤職員であって、当該

任期が更新され、又は当該任期の満了後に特

定官職に引き続き採用されるものにあって

は、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き

採用される日)を育児休業の期間の初日とす

る育児休業をしようとする場合であって、次

当

(新設)

イ 当該 非常勤 職員が当該子の 歳到 達 日

(当該非常勤職員 が前号に掲げる場合に該

当してする育児休業又は当該非常勤職員  $\mathcal{O}$ 

配偶者が 同号に掲げる場合若しくはこれ

相当する場合に該当してする国等育児休 業

の期間 の末日とされた日が当該子の 歳到

達日後である場合にあっては 当該末日と

された日 (当該育児休業の期間  $\mathcal{O}$ 末日とさ

れた日と当該国等育児休業  $\mathcal{O}$ 期 間  $\mathcal{O}$ 末 日 と  $\mathcal{O}$ 

日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げ

された日

が異なるときは、

そ

0)

1

ず

れ

か

る場合又はこれに相当する場 一合に 該当し

国等育児 休業をする場合にあ って は 当

国等育児休 :業 の 期間  $\mathcal{O}$ 末日とされ た 日  $\mathcal{O}$ 翌

日以前 0 日 を育児休業 0 期間 0) 初 日とす

る育児休業をしようとする場合

口

当該子について、

当

該

非

常

勤

職

員

が当該

子  $\mathcal{O}$ 歳 到 達 日 (当該 非常 勤 職 員 が 前 号に

掲げる場合に該当してする育児休業  $\mathcal{O}$ 期間

の末日とされた日が当該子の一 歳到達 日 後

である場合にあっては、 当該. 末 日とされ た

旦 にお V > て育児休業をしている場合又は

当該 非常 勤 職 員  $\mathcal{O}$ 配 [偶者が 3当該 子  $\mathcal{O}$ 歳 到

達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又は

1

当該子につい て、 当該: 非常勤 職 員 が . 当 該

子  $\mathcal{O}$ 歳 到 達 日 (当該: 非常 勤 職 員 が す ^る 育

児休 . 業 の 期間 の末日とされた日が当該子  $\dot{O}$ 

歳到達日後である場合にあっては、 当該

末日とされた日) におい て育児休業をして

いる場合又は当該 非常 勤 職 員  $\mathcal{O}$ 配 偶 者 が .. 当

該子 *(*) 歳 到 達 日 (当 該 配 偶 者 が する 玉 筝

育児休業の期間  $\mathcal{O}$ 末日とされた日が当該子

にれに相当する場合に該当してする国等育 において国等育児休業を 一歳到達日後である場合にあっては、当該 一歳到達日後である場合にあっては、当該 している場合

ハ (略)

当該子について、当該非常勤職員が当該

掲げる場合に該当してする育児休業の期間

子の一

歳到達日

(当該非常勤職

員

が前号に

の末日とされた日が当該子の一歳到達日後

である場合にあっては、当該末日とされた

日)後の期間においてこの号に掲げる場合

に該当して育児休業をしたことがない場合

の一歳到達日後である場合にあっては、当

該末日とされた日)において国等育児休業

をしている場合

口 (略)

	に該当する場合)とする。	の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合	げる場合に該当する場合、人事院が定める特別	る事情に該当するときは第二号及び第三号に掲	休業をしている場合であって次条第七号に掲げ	(当該子についてこの条の規定に該当して育児	各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合	達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の	院規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に	第三条の四 育児休業法第三条第一項本文の人事	定める場合)	(育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で
続き採用される日)を育児休業の期間の初日と	あっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き	満了後に特定官職に引き続き採用されるものに	あって、当該任期が更新され、又は当該任期の	末日とする育児休業をしている非常勤職員で	に該当してその任期の末日を育児休業の期間の	歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定	当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一	達するまでの子を養育するため、非常勤職員が	院規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に	第三条の四 育児休業法第三条第一項本文の人事	定める場合)	(育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で

する育児休業をしようとする場合であって、次

の各号のいずれにも該当するときとする。

(新設)

一当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達

日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条

の規定に該当し、又はこれに相当する場合に

該当して国等育児休業をする場合にあって

は、当該国等育児休業の期間の末日とされた

日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日

とする育児休業をしようとする場合

二•三 (略)

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子

の一歳六か月到達日後の期間においてこの条

の規定に該当して育児休業をしたことがない

-| --

(略)

(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規	(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規
で定める期間は、五十七日間とする。	
人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則	
第三条の六 育児休業法第三条第一項ただし書の	(削る)
期間)	
則で定める期間を考慮して人事院規則で定める	
(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規	
二十二条第一項第七号に掲げる場合とする。	
人事院規則で定める場合は、規則一五―一四第	
第三条の五 育児休業法第三条第一項ただし書の	(削る)
則で定める場合)	
(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規	
	場合

に限る。)。	
休業等計画書により任命権者に申し出た場合	
り当該子を養育するための計画について育児	
当該育児休業の承認の請求の際育児休業によ	
経過したこと(当該育児休業をした職員が、	
ものを除く。)の終了後、三月以上の期間を	
より当該育児休業に係る子について既にした	
五 育児休業 (この号の規定に該当したことに	(削る)
一~四(略)	一
とする。	とする。
院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情	院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情
第四条 育児休業法第三条第一項ただし書の人事	第四条   育児休業法第三条第一項ただし書の人事
則で定める特別の事情)	則で定める特別の事情)

	事院規則で定める場合は、規則一五―一四第二
(新設)	第四条の二   育児休業法第三条第一項第一号の人
	で定める場合)
	(育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則
とすること。	初日とする育児休業をしようとすること。
児休業の期間の初日とする育児休業をしよう	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の
日の翌日又は当該引き続き採用される日を育	に係る子について、当該更新前の任期の末日
き続き採用されることに伴い、当該任期の末	官職に採用されることに伴い、当該育児休業
され、又は当該任期の満了後に特定官職に引	され、又は当該任期の満了後引き続いて特定
育児休業に係る子について、当該任期が更新	育児休業をしているものが、当該任期を更新
する育児休業をしている非常勤職員が、当該	
八。その任期の末日を育児休業の期間の末日と	七 任期を定めて採用された職員であって、当
六·七 (略)	五·六 (略)

条の三第三号に掲げる場合又は第三条の四の規	掲げる場合は、二週間)前までに行うものとす
き、育児休業を始めようとする日の一月(第三	き、育児休業を始めようとする日の一月(次に
該当して育児休業の承認を請求する場合を除	に該当して育児休業の承認を請求する場合を除
請求書により行い、前条第八号に掲げる事情に	請求書により行い、第四条第七号に掲げる事情
第五条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認	第五条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認
(育児休業の承認の請求手続)	(育児休業の承認の請求手続)
	定める期間は、五十七日間とする。
	事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で
(新設)	第四条の三 育児休業法第三条第一項第一号の人
	間)
	で定める期間を考慮して人事院規則で定める期
	(育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則
	十二条第一項第七号に掲げる場合とする。

	後である場合は、当該末日とされた日(当該	とされた日が当該請求に係る子の一歳到達日	合に該当してする国等育児休業の期間の末日	同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場	する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が	勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当して	に係る子の一歳到達日(当該請求をする非常	場合であって、当該請求をする日が当該請求	二第三条の三第三号に掲げる場合に該当する(新設)	定する期間内に育児休業をしようとする場合	一 当該請求に係る子の出生の日から前条に規 (新設)	に行うものとする。	
--	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------------------	----------------------	----------------------------	-----------	--

休業の承認を請求した場合は、この限りでな	事情に該当して育児休業の承認を請求した場合
職員が前条第八号に掲げる事情に該当して育児	定めて採用された職員が第四条第七号に掲げる
の提出を求めることができる。ただし、非常勤	の提出を求めることができる。ただし、任期を
きは、当該請求をした職員に対して、証明書類	きは、当該請求をした職員に対して、証明書類
て、その事由を確認する必要があると認めると	て、その事由を確認する必要があると認めると
2 任命権者は、育児休業の承認の請求につい	2 任命権者は、育児休業の承認の請求につい
	一歳六か月到達日以前の日である場合
	て、当該請求をする日が当該請求に係る子の
(新設)	三 第三条の四の規定に該当する場合であっ
	場合
	きは、そのいずれかの日))以前の日である
	育児休業の期間の末日とされた日が異なると
	育児休業の期間の末日とされた日と当該国等

される日があることとなるものに限る。	該期間内に延長後の育児休業の期間の大	三に規定する期間内にしている育児休業	当該請求に係る子の出生の日から第四条の	る場合は、二週間)前までに行うものとよ	(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとす	業の期間の末日とされている日の翌日の	業の期間の延長を請求する場合を除き、斉	する職員が任期を更新されることに伴い育児休	業承認請求書により行い、第四条第七号に規定	第六条 育児休業の期間の延長の請求は、斉	(育児休業の期間の延長の請求手続)	にこの彫りてない。
	の末日と	(当)	四条の (新設)	とする。	りとす 	の一月	育児休	育児休	に規定 児休業の期間の延長の請求について準用する。	育児休 第六条 前条第一項及び第二項本文の規定は、育	(育児休業の期間の延長の請求手続)	

	いては、引き続いて承認する育児休業に限
	し、次の各号に規定する育児休業(第四号につ
という。)を交付しなければならない。	という。)を交付しなければならない。ただ
よる人事異動通知書(以下「人事異動通知書」	よる人事異動通知書(以下「人事異動通知書」
員に対して、規則八―一二第五十八条の規定に	員に対して、規則八―一二第五十八条の規定に
第十二条 任命権者は、次に掲げる場合には、職	第十二条 任命権者は、次に掲げる場合には、職
(育児休業に係る人事異動通知書の交付)	(育児休業に係る人事異動通知書の交付)
	延長の請求について準用する。
(新設)	2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の
	休業
(新設)	三  第三条の四の規定に該当してしている育児
	している育児休業
(新設)	二 第三条の三第三号に掲げる場合に該当して

が当該育児休業に係る子の出生の 日 から

第四 条の三に規定する期間内にあるもので ある

場合にあっては、 人事異動通知書に代わる文書

の交付その他適当な方法をもって人事異動通知

書の交付に替えることができる。

略

匹 育児休業をしている職員について当該育児

匹

育児休業をしている職員について当該育児

休業の承認を取り消し、 引き続いて当該育児

休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認

する場合

(育児短時間 勤務の終了の 日 ロ の 翌 日 から起算し

て一年を経過 しない場合に育児短時間勤務をす

ることができる特別の事情)

(略)

休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休

業に係る子以外の子に係る育児休業を承認す

る場合

(育児短時間勤務の終了の 日 この翌日、 から起算し

て一年を経過しない場合に育児短時間勤務をす

ることができる特別の事情)

第十八条 育児休業法第十二条第一項ただし書の 第十八条 育児休業法第十二条第一項ただし 書の

事情とする。

人事

院規

則で定める特別の事

情

は、

次に掲げる

人事

院院

規

則で定り

 $\Diamond$ 

る特別の

の事

情は、

次に掲げる

一~五 (略)

六 育児短時間勤務(この号の規定に該当した

ことにより当該育児短時間勤務に係る子につ

いて既にしたものを除く。)の終了後、三月

以上の期間を経過したこと(当該育児短時間

認の請求の際育児短時間勤務により当該子を勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承

養育するための計画について育児短時間勤務

計画書により任命権者に申し出た場合に限

る。

事情とする。

一~五 (略)

六 育児短時間勤務(この号の規定に該当した

ことにより当該育児短時間勤務に係る子につ

いて既にしたものを除く。)の終了後、三月

以上の期間を経過したこと(当該育児短時間

勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承

認の請求の際育児短時間勤務により当該子を

養育するための計画について育児休業等計画

書 に ょ り 任 命 権 者に 申 し 出 た 場 合 に 限

る。)。

七 (略) 七 略

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(人事院規則一九一〇の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この 規則  $\mathcal{O}$ 施 行日前に育児休業等計 画 書を提出 した職員に対するこの規則による改正前

の規

則一

九

)第四条 (第五号に係る部分に限る。 及び第十八条 (第六号に係る部分に限る。  $\mathcal{O}$ 規定の適用に . つ

いては、なお従前の例による。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第三条 人事 院規則——三四 (人事管理文書の保存期間) *(*) 部を次のように改正する。

次の表に より、 改 正 前欄 に掲げ る規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破

線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

		等 ) 	休 業 	の 育 児	(職員	九   〇	規 則 一	(略)	人事管理	十二	→	
準用する場合	一条において	二条(第三十	三項(第二十	項、第十条第	(第六条第二	第五条第二項	(略)	(略)	人事管理文書の区分	育児休業	(略)	
の終了	児 時 間	又 は 育	間 勤 務	児 短 時	業、育	育 児 休	. (略)	(略)	基準日			
						三年	(略)	(略)	保存期間			
		等)	休業	の 育 児	(職員	九     	規 則 一	(略)	人事管理	十二	→	
十条第三項	(第六条、第	第五条第二項	休業等計画書	第六号の育児	又は第十八条	第四条第五号	(略)	(略)	人事管理文書の区分	育児休業	(略)	
の終了	児 時 間	又は育	間勤務	児 短 時	業、育	育児休	· 略)	(略)	基準日			
						三年	(略)	(略)	保存期間			

第三十一条		第十条第一項	証明書類	を含む。)の		二項において	は第三十条第		む。)、第二	る場合を含	おいて準用す	を含む。)に
	**************************************	'A			<u></u>						フ の 翌 日	した 日
- <u></u>	<u></u> 準		 は	 +	 t	合		 Ts	 す	 [Z		
を含む。)の	準用する場合	二項において	は第三十条第	条第二項又	む。)、第二	合を含	て準用する場	む。) におい	する場合を含	において準用	(第三十一条	(第二十二条
											の 翌 日	した 日

十三~二十 更届 号の育児短時 する場合を含 間勤務計 第十八条第六 の養育状況変 合を含む。) において準 て準用する場 む。)におい (略) (略) 画 甪 書 (略) 略 十三~二十 更届 の養育状況変 合を含む。) て準用する場 む。)にお する場合を含 において準 第十条第 証明書類 略 (第三十一条 (略) 甪 項 1 (略) 略

備考

√ 三 (略)

備考

一~三(略

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前  $\mathcal{O}$ 規則一—三四 1別表の・ 十二の表規則一九一 (職員の育児休業等) の項に

掲げる人事管理文書 (同条の規定による改正 後の規則一 | <u>=</u> 四別表の 十 二 の表規則一 九| (職員の育児

休業等) の項に掲げるものを除く。) の保存期間については、 なお従前の例による。